

1. 福島県長期総合教育計画策定に関する会議要綱（昭和49年度～昭和51年度）

福島県教育委員会

（目的）

第1 福島県教育委員会が策定する、第2次福島県長期総合教育計画（以下「長期総合教育計画」という。）案に関し、広く県民各層の意見を求めるため、「福島県長期総合教育計画策定に関する会議」（以下「教育計画策定会議」という。）を設置する。

（意見を求める事項）

第2 教育計画策定会議に、意見を求める事項は、次のとおりである。

1. 福島県教育の現状と課題
2. 長期総合教育計画の基本方針について

（構成）

第3 教育計画策定会議は、各界代表27名以内をもって組織し、委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 県議会議員
- (3) 市町村長
- (4) 教育行政機関の職員
- (5) 教育関係の職員
- (6) 県の職員

2. 委員は、県教育長が委嘱する。

（委員の任期）

第4 委員の任期は、2年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長の選任及び権限）

第5 教育計画策定会議に会長及び副会長を置く。

2. 会長及び副会長は、委員の互選による。
3. 会長は、教育計画策定会議を代表し、議事その他会務を総理し、教育計画策定会議の議長となる。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6 教育計画策定会議は、必要に応じ、会長が招集する。

（謝金等）

第7 教育計画策定会議に出席した委員に対しては、旅費及び謝金を支給する。

ただし、県職員に対しては、この限りでない。

（庶務）

第8 教育計画策定会議の庶務は、県教育庁総務課において処理する。

（補則）

第9 この要綱に定めるもののほか、その運営に必要な事項は、会長が定める。

（附則）

この要綱は、昭和49年9月5日から施行する。